

## 佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県民・CSO、事業者等、県、市町が行う美しい景観づくりの促進を図るための「佐賀県美しい景観づくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」制度について必要な事項を定めるものとする。

### (委嘱)

第2条 知事は、景観づくりに関して専門的な知識や経験を有する者のうちから、適当と認められる者をアドバイザーとして委嘱するものとする。

### (任期)

第3条 アドバイザーの任期は5年とし、再任を妨げないものとする。

### (業務)

第4条 アドバイザーは、専門的な立場から指導・助言、講演等を行うものとする。

### (派遣)

第5条 まちづくり課長は、美しい景観づくりの促進を図る上で必要と認める場合は、アドバイザーを派遣することができる。

- 2 アドバイザーの派遣を希望する者は、派遣日時、業務内容、派遣場所等、派遣内容の審査に必要な事項を示した書面により、まちづくり課長に申請するものとする。
- 3 まちづくり課長は、前項に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、アドバイザーの派遣を決定し、申請者に通知するものとする。
- 4 県は、アドバイザーの派遣を行う場合において、派遣日時、業務内容、派遣場所等、必要な事項をアドバイザーに伝達するものとする。

### (アシスタント)

第6条 アドバイザーは、第4条に規定する業務の実施に伴い、その業務を補助する者（以下「アシスタント」という。）を必要とする場合において、アシスタント使用の内容等、必要な事項を示した書面によりまちづくり課長に申請するものとする。

- 2 まちづくり課長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、アシスタント使用の認定について、アドバイザーに通知するものとする。
- 3 アシスタントを業務に従事させたアドバイザーは、アシスタントの使用実績を記載した書面をまちづくり課長に提出するものとする。

### (実施報告書の提出)

第7条 アドバイザーの派遣を受けた者は、第4条に規定する業務の実施後、速やかに、実施報告書をまちづくり課長に提出するものとする。

(守秘義務)

第8条 アドバイザー及びアシスタント（以下「アドバイザー等」という。）は、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザー等を退いた後も同様とする。

(謝金及び費用弁償)

第9条 県はアドバイザー等が業務に従事した場合は、予算の範囲内において謝金の支払い及び、旅費その他の費用弁償を行うものとする。

(庶務)

第10条 佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度に関する庶務は、県土整備部まちづくり課で処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。